

## 第5章 周辺への周知

1.	周辺住民への配慮
2.	掲示の義務等
3.	掲示の例
4.	周辺モニタリング(参考)
5.	掲示に関する根拠法令等 大気汚染防止法関係 関連通知

### 1. 周辺住民への配慮

災害時において被災者は不安を強く感じることから、周辺住民への情報の開示等、平常時より格段の配慮に努める。

### 2. 掲示の義務等

#### 【実施事項】

解体等作業の実施に当たっての掲示は、平常時においても実施されているところであるが、災害時においては、より分かりやすい場所へ確実な設置を行うこと。

#### 【解説】

周辺への周知に関しては、大気汚染防止法施行規則第16条の4に作業基準として掲示板の設置が義務付けされており、その記載事項を定めている。

また、当該掲示板が設けられていない場合は、法第18条の18に規定する作業基準適合命令等の対象になり得るとされている。なお、石綿障害予防規則に関連して、「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について」も示されている。

実施に際しては、『3. 掲示の例』のようにすることが望ましい。

根拠となる大気汚染防止法施行規則の抜粋及び環管大発第050809001号を『5. 掲示に関する根拠法令等』に示した。

### 3. 掲示の例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ					
当現場では、 <b>労働基準監督署</b> へ ・労働安全衛生法第88条4項（労働安全衛生規則第90条第5号の2）の規定による計画の届出 ・石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出 また <b>都・道・府・県、市役所</b> へ ・大気汚染防止法に基づく届出 を行っております。					
労働基準監督署届出年月日	平成	年	月	日	作業 期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
都・道・府・県、市役所届出年月日	平成	年	月	日	
届出内容 (石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容)					
石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要：				平成 年 月 日（表示日）	
を石綿作業主任者に選任しています。				施工業者名： _____	
石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育： _____ の実施した講習（平成 年 月受講）				連絡先： _____	
				現場責任者氏名： _____	

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ					
石綿障害予防規則に基づき、当現場では適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策 を行っております。					
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	作業 期間	平成	年	月	日 ~ 平成 年 月 日
石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要：				平成 年 月 日（表示日）	
を石綿作業主任者に選任しています。				施工事業者名： _____	
石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育： _____ の実施した講習（平成 年 月受講）				連絡先： _____	
				現場責任者氏名： _____	

## 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

石綿障害予防規則に基づく石綿の使用の有無の調査を行った結果、当現場では石綿を使用しておりません。

調査方法 (調査年月日)		作業 期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
-----------------	--	----------	------------------------

平成 年 月 日 (表示日)

施工事業者名：  
\_\_\_\_\_

現場責任者氏名：  
\_\_\_\_\_

#### 4. 周辺モニタリング (参考)

大気中の石綿濃度測定方法については、「アスベストモニタリングマニュアル(改訂版)」(平成19年5月環境庁)及び「石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法」(平成元年環境庁告示第93号)がある。

環境省においては、「平成18年度アスベスト緊急大気濃度調査」において、建築物等の解体工事(吹付け石綿の除去工事を含む)等の現場における測定も実施した結果があるので参考とされたい。

また、石綿に係る敷地境界及び作業環境基準として、以下のものがある。

表 5.1 周辺モニタリングの参考資料

参考資料 1	アスベストモニタリングマニュアル(改訂版)(平成19年5月環境庁)
参考資料 2	石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法(平成元年環境庁告示第93号)
参考資料 3	平成18年度アスベスト緊急大気濃度調査結果について

表 5.2 基準値

1.	敷地境界基準	10本 /
2.	作業環境基準	150本 /

## 5. 掲示に関する根拠法令等

### 5.1 大気汚染防止法関係

大気汚染防止法施行規則（抜粋）

（昭和四十六年六月二十二日厚生省・通商産業省令第一号）

（作業基準）

第十六条の四

石綿に係る法第十八条の十四 の作業基準は、次のとおりとする。

- 一 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示  
板を設けること。
  - イ 法第十八条の十五第一項 又は第二項 の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は  
名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - ロ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
  - ハ 特定粉じん排出等作業の方法
  - ニ 現場責任者の氏名及び連絡場所
- 二 （省略）

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の施行等について（通知）（抜粋）

環水大大発第 060111001 号 平成 18 年 1 月 11 日

#### 2 作業基準

##### (1) 掲示

特定粉じん排出等作業に係る規制基準として、特定粉じん排出等作業の実施の期間や作業の方法等の事項を表示した掲示板を設けることを新たに規定した(改正省令による改正後の大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「規則」という。)第16条の4第1号)。特定粉じん排出等作業の実施の期間や作業の方法等の事項を表示した掲示板を設けることは作業基準の一部であり、当該掲示板が設けられていない場合は、法第18条の18に規定する作業基準適合命令等の対象になり得る。また、当該掲示板は、周辺住民からも見やすい場所に設けられることが望ましい。

なお、掲示については、具体的な様式を定めておらず、他法令等に基づく掲示に追記する形式で表示しても差し支えない。また、他法令等に基づく掲示の内容と重複する事項を重複して表示する必要はない。

## 5.2 関連通知

---

環管大発第 050809001 号  
平成 17 年 8 月 9 日

都道府県知事・政令市長 殿

環境省環境管理局长

### 大気環境中への石綿（アスベスト）の飛散防止対策の徹底と 実施内容の掲示について（通知）

昨今、大気環境中への石綿の飛散に伴う国民への健康被害について懸念が高まっている。このような状況を受け、石綿の飛散防止対策の徹底が国民の不安の解消のために一層求められているところである。

このたび、建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について平成 17 年 8 月 2 日付けで厚生労働省労働基準局安全衛生部長から別添 1 のとおり協力依頼があったことから、貴職におかれても特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施工する者に対し、周辺住民から見やすい箇所に下記の事項を積極的に掲示することに努めるよう指導されたい。ただし、上記の厚生労働省通知に基づく掲示と重複する事項の掲示は必要としない。

なお、当課からは関係団体等に別添 2、3 及び 4 のとおり協力をお願いしているところである。

#### 記

- (1) 施工事業者名並びにその住所及び連絡先
- (2) 作業期間
- (3) 飛散防止のための措置の概要
- (4) 大気汚染防止法に基づく届出
  - ・ 届出先官署（都道府県又は市役所等）
  - ・ 届出年月日

(注：上記の下線部分が、厚生労働省通知に基づく掲示板に追記すべき事項である。)

別添 /

基安発第 0802002 号

平成 17 年 8 月 2 日

国土交通省総合政策局中島審議官 } 殿  
環境省環境管理局長

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石  
綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について

石綿による健康障害については、石綿を製造、取り扱う作業に従事する労働者はもとより、関係事業場の周辺住民にも不安が生じているところです。

とりわけ、今後、石綿を使用した建築物等の解体等の作業が増加することが予想される中、石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の徹底とその周知は、当該作業に従事する労働者はもとより、解体等の作業が行われる現場の周辺住民の不安の解消の観点からも強く求められていることから、今後、関係事業者が石綿ばく露防止対策等の実施内容を作業現場の見やすい場所に掲示することを推進することとしました。

つきましては、貴職におかれましても、本掲示の推進につきまして、特段の御協力をお願い申し上げます。

(例一届出対象)

### 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

当現場では、( )労働基準監督署へ  
 ・労働安全衛生法第88条第4項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出  
 ・石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出  
 を行っております。

届出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	作業期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
届出内容 (石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容)			
石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要：  (例) ・作業場所の隔離 ・立入禁止措置 ・湿潤措置 ・保護具・保護衣の使用		平成〇〇年〇〇月〇〇日(表示日)  施工事業者名：  現場責任者氏名：	
〇〇〇〇を石綿作業主任者に選任しています。			
石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育：〇〇〇〇の実施した講習(平成〇年〇月受講)			

(例一届出対象以外)

### 建築物等の解体等に関するお知らせ

石綿障害予防規則に基づき、当現場では適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を行っております。

石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	作業期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要 (例) ・湿潤措置 ・保護具・保護衣の使用 ・立入禁止措置	
〇〇〇〇を石綿作業主任者に選任しています。	
石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育：〇〇〇〇の実施した講習(平成〇年〇月受講)	
現場責任者氏名：_____	



(別紙3)

(例)

### 建築物等の解体等に関するお知らせ

石綿障害予防規則に基づく石綿の使用の有無の調査を行った結果、当現場では石綿を使用しておりません。

調査方法 (調査年月日)		作業期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
-----------------	--	------	-----------------------------

平成〇〇年〇〇月〇〇日(表示日)

施工事業者名: \_\_\_\_\_

現場責任者氏名: \_\_\_\_\_

(参考)

石綿障害予防規則ほか関係法令等につきましては、厚生労働省のホームページ内でご覧頂けます。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>

別添 2

環管大発第 050809002 号

平成 17 年 8 月 9 日

社団法人 日本建設業団体連合会会長 殿  
社団法人 全国建設業協会会長 殿  
社団法人 建築業協会会長 殿  
社団法人 全国中小建設業協会会長 殿  
社団法人 全国解体工事業団体連合会会長 殿  
建設業労働災害防止協会会長 殿

環境省環境管理局长

大気環境中への石綿（アスベスト）の飛散防止対策の徹底と  
実施内容の掲示について

昨今、大気環境中への石綿の飛散に伴う国民への健康被害について懸念が高まっていることをご承知のとおりですが、このような状況を受け、石綿の飛散防止対策の徹底が国民の不安の解消のために一層求められています。このため、別添のとおり平成 17 年 8 月 2 日付けで厚生労働省労働基準局安全衛生部長から「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について（基安発第 0802001 号）」が貴職あてに通知されておりますが、これに関連して、大気環境中への石綿の飛散防止対策につきましても、下記のとおり、傘下会員事業者に対して、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

(1) 大気環境中への石綿の飛散防止対策の徹底

吹付け石綿を含む建築物の解体、改造又は補修のうち一定の要件を満たすものについては、大気環境中への石綿の飛散防止のため、平成 9 年から大気汚染防止法に基づき、「特定粉じん排出等作業」として、作業の届出、作業基準の遵守等の規制措置が講じられているところであり、その徹底に一層努められるようお願いいたします。

(2) 石綿の飛散防止対策等の実施内容の掲示

「特定粉じん排出等作業」を行う場合には、周辺住民から見やすい箇所に下記の事項を掲示することに努められるようお願いいたします。ただし、上記の厚生労働省通知に基づく掲示と重複する事項の掲示は必要ありません。

- ア. 施工事業者名並びにその住所及び連絡先
- イ. 作業期間
- ウ. 飛散防止のための措置の概要
- エ. 大気汚染防止法に基づく届出
  - ・ 届出先官署（都道府県又は市役所等）
  - ・ 届出年月日

(注：上記の下線部分が、厚生労働省通知に基づく掲示板に追記すべき事項です。)

別添 3

環管大発第 050809003 号  
平成 17 年 8 月 9 日

国土交通省総合政策局長 殿

環境省環境管理局长

大気環境中への石綿（アスベスト）の飛散防止対策の徹底と  
実施内容の掲示について

昨今、大気環境中への石綿の飛散に伴う国民への健康被害について懸念が高まっていることをご承知のとおりですが、このような状況を受け、石綿の飛散防止対策の徹底が国民の不安の解消のために一層求められています。

また、平成 17 年 8 月 2 日付けで厚生労働省労働基準局安全衛生部長から「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について（基安発第 0802001 号及び第 0802002 号）」が関係団体等に通知されたところです。

これについて、当省としても協力し、大気環境中への石綿の飛散防止対策の周知及び実施内容の掲示の推進を図るため、別添のとおり関係団体に依頼することとしました。

つきましては、貴職におかれましても、石綿の飛散防止対策等について特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

別添 4

環管大発第 050809004 号  
平成 17 年 8 月 9 日

厚生労働省労働基準局安全衛生部長 殿

環境省環境管理局长

大気環境中への石綿（アスベスト）の飛散防止対策の徹底と  
実施内容の掲示について

建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示についての平成 17 年 8 月 2 日付けの貴職からの協力依頼（基安発第 0802002 号）を受け、別添のとおり当職からも大気汚染防止法関係で関係団体等に通知しましたので、都道府県労働局と都道府県・政令市大気保全部局との連携に御配慮くださるようお願い申し上げます。